

水戸市告示第437号

水戸市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年水戸市条例第2号)  
第6条第1項の規定に基づき公の施設の指定管理者について指定をしたので、同条第2項  
の規定に基づき次のとおり告示する。

令和7年12月23日

水戸市長 高橋 靖

1 管理を行わせる公の施設の名称

- (1) 都市公園（別紙1のとおり）
- (2) 児童遊園（別紙2のとおり）

2 指定管理者となる団体の名称等

住所 茨城県水戸市千波町508番地の59  
団体名称 一般財団法人水戸市公園協会  
代表者氏名 理事長 秋葉 宗志

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで